

会 議 録

会議の名称	第3回 西東京市スポーツ振興審議会
開催日時	17年10月17日(月) 19時00分から21時00分まで
開催場所	教育委員会4階会議室
出席者	渡邊会長、内田職務代理、伊藤委員、指田委員、北岡委員、蚊野委員、小此木委員、三原委員、穴田委員、事務局 富所課長、井上係長、新井主査、等々力主査 支援業者1名(欠席:能智委員)
議 題	1. 西東京市スポーツ振興計画策定について 2. 西東京市スポーツセンター施設条例の一部を改正する条例(案)について 3. その他
会議資料	事前配布資料 前回会議録 資料15 西東京市スポーツ振興計画骨子案 資料16 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例(案)について
会議内容	会議内容の要点記録
発 言 内 容	
会長	第3回のスポーツ振興審議会を開催します。開催に先立ちまして資料の確認をお願いします。
事務局	配布資料の確認を行なう。尚、社会教育課より配布依頼の文化祭の案内についても説明する。
会長	欠席委員については、能智委員です。 本日の審議会の進行について説明後、この審議会では、既に策定懇談会が進められているがそれに先行して進めて行きます。それでは、スポーツ振興計画策定について前回の懸案事項から入ります。事務局より説明願います。

事務局	<p>スポーツ施設の事前申請基準について説明する中で意見を聞きましたが、その中で南町スポーツ・文化交流センターの使用の制限については、文化関係も使用できるということで多目的ホールと会議室の連続使用期間を何日にするか、5日間ということで説明させていただいたところですが、委員の皆さんから準備・後片付け等から短いのではないかという意見がありました。他の文化施設を調査する中で判断してもらいたいという意見がありました。内容的には、会長と事務局に一任ということで、前回の委員の意見を踏まえ他の施設を考慮するとおおむね一週間が適当だろうという会長の判断をいただきましたので、申請基準の中では取り入れようと思いますので同意いただければと思います。</p>
	<p>今後については、事前申請の仕組みについて最初に体育協会へ説明し理解を得ていただきたいと考えています。既に体育協会の役員には説明をさせていただいております。今後としては、今月の24日に体育協会の使用する団体が参加していただき説明して理解を得たいと思っています。本日ご承認いただければと思っています。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの会長一任の報告について図りたいと思います。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>承認とします。他に報告事項があれば受けます。</p>
事務局	<p>スポーツクラブについて報告させていただきます。にしはらスポーツクラブが運営委員会へ移行して11月27日発会式をすることが決まりました。後日案内状が送付される予定であります。</p>
会長	<p>本日の議題で入ります。スポーツ振興計画の策定についてです。今回は、スポーツの現状と課題について入りましたが、引き続き第4章から説明をいただき意見交換を行ないたいと思います。</p>
事務局	<p>骨子案について説明させていただきます。策定委員会の意見についても取り込んで作成させていただいております。第1章は計画の概要、第4章で計画の基本的な考え方、理念を述べています。</p>
	<p>計画の概要については、計画策定の趣旨、位置づけ、期間を書いております。趣旨のところでは、策定委員懇談会で趣旨のだけれども、いつでも、どこまでも、いつまでもスポーツが取り組める環境づくりとなっております。通常使われているのは、だけれども、いつでも、どこまでもが使われていますが、あえてそれをいつまでも入れているのが特徴です。今後どう考えるべきか指摘を頂いているところでもあります。計画期間につきましては、18年を初年度として25年の8年間、多摩国体までの期間で総合計画の期間と合わせてあります。第2章につきましては、前回紹介したとおりとなっておりますが、(7)行財政改革推進の中にNP法関係をまとめてあります。上位計画、関連計画の整合性ということで整理をしております。これは、策定委員会で指摘があったことで、あまり細かいことは、書かなくても良いのではという意見もありました。第3章現状と課題について、ポイントのみを抽出することになります。第4章計画の考え方について、全体の流れ、基本理念、基本目標になっております。こ</p>

	<p>の基本目標を達成するため具体的に施策であったり重点目標になっております。</p>
委員 事務局	<p>計画の中に新設も入れていくのか。 建物の新設は、難しい。今後、策定委員会、懇談会で検討していただきますが行政から具体的プランを示して行きたいと考えております。</p>
会長	<p>数値目標も入れていくのか。政策的と感じる。 第4章は、基本的な考え方、具体的な方策論、数値として羅列されていない。生涯スポーツの基本的な考え方については、その一部について当審議会で提言している。それが基本的考え方であって具体的な方策については、各ジャンルが説明していく方法でいく。</p>
会長 委員	<p>それでは、全体の中で質問、意見を含めてお聞きしたい。 総合型地域スポーツクラブについての表記で4つと3つに使い分け</p>
事務局	<p>しているがどういうことか。 西東京市総合型地域スポーツクラブのあり方検討委員会の提言をしていただいたところで全市として4箇所立ち上げる必要がある。にしはらスポーツクラブが既に立ち上がっていますので今後は3つの施設を立ち上げていただくことになっております。この辺の表現については、今後工夫をして行きたいと思えます。</p>
会長 事務局	<p>共同利用と有効活用について スポーツ施設の充実プロジェクトについて標記しているが、中身が新しい施設をつくるわけでもなく有効利用となっているのでそれほど重点として打ち出さなくてもという意見がありました。</p>
会長 事務局 事務局	<p>共同利用と有効活用についてどちらに統一したのか 共同利用と有効活用については、同じ意味で使っております。 策定委員会で今後新しい施設ができない中でいかに有効に活用していくのが重要であるとスポーツ施設充実プロジェクトでなくスポーツ施設活用プロジェクトなど、また柱立てはいらぬのではないかとそういう意味で審議会では方向付けをお願いします。</p>
委員 事務局	<p>健康推進課とスポーツ振興課の連携が必要である。 各課ヒヤリングを行ないますのでそこで調整をして行きたいと思えます。</p>
会長	<p>計画の基本的な中で行政ではひとづくり、なかまづくり、まちづくりの3点を基本的な柱と考えておりますがご意見をいただきたい。 3本観点について意見を出してまとめてほしいとの意見があったのでまとめて行きたい。</p>
委員	<p>ひとづくり、なかまづくり、まちづくりについては、人がだんだん増えていき並びが良い。ひとづくりについては、個人のレベルと思うが、参加する人から見るとひとづくりは本人から見れば健康づくり、体力づくりではないか。仲間ができればなかまづくりではないかと思う。</p>
会長 事務局	<p>生涯スポーツとなるとこのような表現になるのか。 会長が言われたようにこの中には、競技スポーツ的なものについては、薄れていると思う。行政の考え方としては生涯スポーツの推進を一つの柱にして行きたいと考えています。</p>

会長	スポーツ振興計画は、生涯スポーツが中心になっていることを掴んでいなければいけない。
事務局	生涯スポーツの考え方として、競技スポーツを生涯スポーツの一部として捉えることもできると思います。
会長	行きつくところは生涯スポーツであり競技スポーツである。
委員	ひとづくり、なかまづくり、まちづくりは言葉として非常に受け止めやすい。問題になっているのが内容をどうするのかということ。内容なり目標なりまちづくりの方針なりを入れてくれれば、少し丁寧に包含できるようになる。
委員	世の中には、運動嫌いの方がたくさんいる。その中でスポーツをどのように表現できるのか。
会長	3つのキャッチフレーズは良い。説明がもう少し分かりやすくお願いしたいという意見です。
委員	言葉で気になったのが、サッカーや野球の誰でも知っているメジャーのスポーツということ。
会長	現在や将来のビジョンが入っても良いのではないか。
事務局	言葉の問題については、見直しますので大きなところでご意見をお願いします。
会長	3つの内容については、再度説明を受けることにします。
事務局	今後の予定では、11月にある程度固めたい。そして市報に掲載して市民から意見を伺いたいと思っています。
	総合計画は、25年までになっています。実施計画は3年ごとローリングしながら見直していくことになります。ただし、スポーツ振興計画についてはそのようにはならないと思います。次回の8年後の前年ぐらいから策定に向かって見直していくことになると思います。
委員	数値目標についても具体的述べるのではなく何パーセントにするような表現で良いのではないか。ただし、進行管理はする必要がある。
事務局	意向調査については、平均的 な手法で調査し実施してきましたが、スポーツ振興計画策定に当たり市民に聞くという項目の工夫も必要であります。
会長	例えば、総合型地域スポーツクラブについても18年までに50パーセントにするということは、少なくとも後1つは作ることになる。
	数値目標についても国や東京都と整合性がなければいけない。
事務局	数値目標については、具体的に提案いただければと思っています。重点プロジェクトについても3つの柱について述べさせていただきます。生涯スポーツの中にも競技スポーツも入れていただければと思っています。
委員	企業の活用・連携についてはどうするのか。
会長	学校の施設開放についても有効活用について進めていって良いのではないか。
会長	全体的には、文章表現については事務局で見直すということ。数値目標については、検討する。介護保険等については、行政機関との連携をする。骨子案については基本的 なことについてまとめます。

スポーツ振興計画は、基本的な柱として生涯スポーツを中心とした競技スポーツを含む西東京市のスポーツ振興計画にする。数字は、本日提案されたものを基本的に細かいものについては、次回にします。

会長
事務局 次の議題に入ります。

西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例案について説明させていただきます。スポーツ施設の指定管理者制度導入にあたり議会で議決を得て、18年4月1日施行としているものでありますが、リスクマネジメントに留意して慎重に対応するようにとの議会の意見もありました。当面、現在の管理団体ないし事業者を今の管理形態をそのままにして特命指定するものであります。保谷地域については、文化・スポーツ財団を2年間指定する。田無地域は、教育委員会管理とするため新設体育館は、教育委員会が管理することになります。そのようなことでスポーツ振興施設管理運営方法は西東京市スポーツ施設条例で整理しましたが、結果的には1市2制度が継続することになります。指定管理者制度は、一部導入しますが、利用料金制度導入しませんので、読み替え規定で対応することで案を示させていただきます。

会長 ただいまの西東京市スポーツ施設の一部を改正する条例案について質疑ありませんか。なければ、承認されたものとして取り扱います。

会長 本日は、閉会とします。次回は、11月21日（月）午後7時からとします。後日、事務局より通知します。